

氏名	辻 大介
登録番号	第 13822060 号
事務所名称	おおへち社労士事務所
事務所所在地	和歌山県田辺市上の山 1 丁目 7 - 2 0 ディアコート上の山 A 2 0 1
所属社会保険労務士会	和歌山県社会保険労務士会
処分内容	1 年の社会保険労務士の業務の停止 (令和 2 年 4 月 30 日から 1 年)
処分理由	<p>被処分者は、事業主 A に係るキャリア形成促進助成金（制度導入コース、以下「助成金」という。）の申請に関し、</p> <p>第一 平成 29 年 9 月 14 日、和歌山労働局長に対するセルフ・キャリアドック制度導入に関する助成金の支給申請にあたり、虚偽の内容の出勤簿及び給料支払明細書を添付して提出したものである。</p> <p>第二 平成 30 年 2 月 26 日、和歌山労働局長に対する教育訓練休暇等制度導入に関する助成金の支給申請にあたり、虚偽の内容の出勤簿及び給料支払明細書を添付して提出し、また、平成 30 年 5 月 25 日、追加の添付書類として、当該労働者名の受領書を偽造し提出したものである。</p> <p>以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の 2 第 1 項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。</p>